

新型コロナウイルス RT-PCR 検査を受けた方へ

【結果通知】

検査結果は代表者様が会員登録しているメールアドレスへ配信されます。
同時複数名受診の場合は、代表者様へまとめて通知されます。
通知は明細書内の患者番号で行われます(例)「患者番号〇番：陽性、他：陰性」など。

【報告時間】

同日内に通知予定ですが検査状況は日々異なり、結果通知時刻は前後します。翌営業日始業まで配信がない場合は迷惑フォルダ確認の上 LINE にご連絡ください(翌営業日始業以前に結果のお問い合わせがあった場合、以後のお返事をしませんのでご注意ください)。海外渡航のための証明書送信は代表者様のメールアドレスへまとめて行います。未着の場合は LINE でお知らせください、翌営業日にお返事します。

注：再検査などにより結果報告が遅れる場合があります。

【サポート情報】



【陽性時】→陽性メール配信後の書類・療養については全て保健所または下記コールセンターがご対応します
当院から保健所へ「発生病」を提出します。自宅安静を基本とし、保健所からの連絡をお待ちください。
(65歳未満は連絡なしの場合あり)発症日、または無症状の場合は検査当日を発症日として10または7日間の自宅安静を指示されることが多いです。宿泊療養や証明書発行について陽性者のサポートは、**自宅待機 SOS 「0570-055221」**へ。重症化リスクあり、65歳以上の大阪府民で2日経過しても連絡がない場合は自宅待機 SOS に「**発生病**」が受理されているかご確認ください。他府県民の方も同様に保健所関係問い合わせ先へご確認ください。「発症日」は事前問診で入力された内容が反映されます、内容のお問い合わせには答えられません。

注：保健所からの連絡タイミングは当院にはわかりません。ご不明点がある場合や体調の悪化時には連絡を待たずにお住まいの地域の保健所に直接ご相談ください。大阪府民は0570-055221へ。

！注意！PCR検査はしばらく陽性となるので回復の証明にはなりません！(最長3ヶ月陽性の方もいました)

陽性診断に関わる書類や、療養期間に関わる書類は自宅待機 SOS にご確認ください！

【濃厚接触者】

陽性時には、周囲に濃厚接触者がおられるケースがあります。陽性者は症状が出る2日前程度からウイルスを排出していると言われますので、発症2日前以降に無防備に会食や面会をしている場合は、周囲の人は濃厚接触者である可能性が高いです。当院でも濃厚接触者への検査は可能です。[濃厚接触者]外来のお申し込みください。早期発見のためお早めに受診ください。診察の結果、濃厚接触者と判断された場合に PCR 検査費用は保険・公費で賄われます。(健康観察期間短縮には使えません、期間短縮目的は自費です。)

注：初診料など医療機関受診時の費用は通常通り発生します。

【濃厚接触者外来お申し込み方法】

注意：複数人受診の場合は必ず全員揃ってから、ご予約時間を守ってお越しください。

検査希望者の氏名を人数分入力+検査希望者人数を選択し、予約枠の空きを示す「○」印からご希望の時間枠をお申し込みください。代表者様によるお部屋のご予約お申し込み(デポジット必須)、検査希望者全員の事前問診

(保険証や医療証 UP ロード)が必須です。

- 1.左 QR コードを読み込み[濃厚接触者]外来申込にアクセス
 - 2.「○」印の空き予約枠へお申し込み
 - 3.陽性者の状況、検査希望者の名前を全員分入力、検査希望の人数を選択
 - 4.代表者様1名の会員登録(個人・法人を問いません)
 - 5.システム利用料のクレジットカード決済(デポジット：受診で返還処理)
 - 6.全員の事前問診(発熱者・接触者外来)入力(要：保険証・医療証 UP ロード)
- 全ての完了を係が確認後に、ご予約完了通知が代表者様に配信されます！



(参考)自宅療養されるみなさまへ

令和3年9月6日 大阪府

自宅療養の各種証明書について

(<https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/23711/00405806/HPjitakushiori.pdf>)

1. PCR 検査の結果が陰性であることの証明書(陰性証明)について

保健所では陰性証明の発行はしていません。(自宅療養終了後に勤務等を再開するにあたって、職場等に陰性証明を提出する必要はありません。この取り扱いは、厚生労働省から 各都道府県労働局にも周知しています。)

2. 宿泊療養又は自宅療養を証明する書類(保険会社の医療保険等の入院給付金の請求のための証明書)について 保険会社の医療保険等の入院給付金については、感染が確認された方のうち、宿泊療養や 自宅療養となった方々に対しても、対象となることがあります。対象となるかは、保険会社 にご確認ください。対象となる場合は、保健所で療養を証明する書類(就業制限解除通知書等)を交付できますのでご相談ください。

(参考) 令和 3 年 2 月 12 日付け 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する律施行に 伴う宿泊療養・自宅に関する事務連絡の改正について【別添 3】「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並び に自治体における対応に向けた準備について」に関する Q&A について(その9)
<https://www.mhlw.go.jp/content/000740156.pdf>

(参考)「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養における公費負担医療の提供について」
<https://www.mhlw.go.jp/content/000626868.pdf>